

# 産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和6年(2024年)3月19日

宇部市議会議長 山下節子様

産業建設委員長 早野 敦

## 記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第34号	宇部市漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決	漁港漁場整備法の一部改正等に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第35号	宇部都市計画事業小串土地区画整理事業施行規程廃止の件	原案可決	小串土地区画整理事業の完了に伴い、条例を廃止するものであり、妥当なものと認めた。
議案第36号	宇部市空家等対策の推進に関する条例中一部改正の件	原案可決	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、空家等の対策を見直すとともに、その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第37号	宇部市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決	中央町第三借上住宅、中央町第四借上住宅及び中央町第五借上住宅の返還に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第38号	地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	原案可決	地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第39号	宇部市水道条例中一部改正の件	原案可決	水道法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議 決 の 理 由
議案第40号	宇部市営旅客自動車運送条例中一部改正の件	原案可決	道路運送法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第44号	宇部市楠こもれびの郷に係る指定管理者の指定の件	原案可決	宇部市楠こもれびの郷の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第45号	工事請負変更契約締結の件 (旧山口井筒屋宇部店解体工事)	原案可決	令和4年12月市議会定例会において議決された議案第119号について、変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第46号	恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件	原案可決	恩田運動公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第50号	損害賠償の額を定める件	原案可決	損害賠償の額を定めることについて、宇部市交通事業の設置等に関する条例第7条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。